

基本方針3 町民の読書活動を支える読書環境の整備・充実

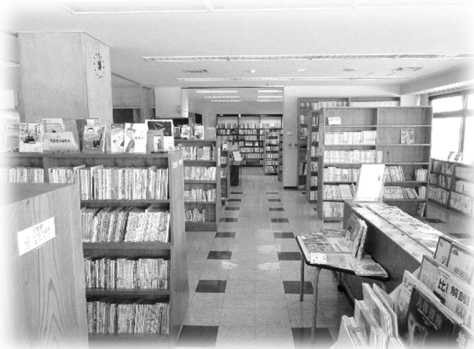
1. 施設の整備・充実

鉏路町には図書館法に規定される公立図書館がなく、図書館同種施設（類似施設）として、公民館図書室を鉏路町公民館と鉏路町コミュニティセンター内に開設しています。鉏路町の読書活動の拠点施設として町民のニーズに即した施設の整備に努めます。

【主な取組】

○公民館図書室の利便性向上

開室時間の延長や、休日開室、学習・情報センターとしての機能充実など、利用者の利便性向上に向けて検討を進めます。



○ブックステーションの整備

別保郵便局、鉏路東郵便局、昆布森郵便局にブックステーション^{※9}を設置しています。町民がいつでも、だれでも平等に本に親しめる環境を構築するため、設置箇所の拡大に努めます。

○ICT（情報通信技術）を活用したサービスの推進

町民が手軽に適切な情報収集ができる環境として、公民館図書室でのインターネット利用や、蔵書検索・予約システム、電子書籍の整備など、ICT環境の整備・充実に努めます。

2. 資料の収集と提供

町民の読書活動や学習活動を支援するために、図書・資料は欠かせません。

各世代の読書活動や学習活動を支援するために、幅広い分野の資料収集と計画的な蔵書構成を図り提供に努めます。

【主な取組】

○図書・資料の充実

町民各世代の要望に応える資料費の確保に努めます。

また、学校図書館においても、文部科学省の学校図書館図書標準に基づき計画的な図書整備に努めます。

○寄贈図書の活用

これまで公民館図書室では、寄贈図書の受け入れを続けてきました。今後においても、寄贈図書の受け入れを継続・活用し、図書・資料の充実に努めます。

○新聞・郷土資料の収集・提供

ふるさとの魅力や地域のことを学ぶ際には、新聞や郷土資料が多く用いられます。学習環境に役立つ公民館図書室として新聞・郷土資料の収集・提供に努めます。

○北海道立図書館との連携

北海道立図書館による市町村活動支援事業を活用し、大量一括貸出^{※10}や事業貸出などによる資料提供に努めます。



基本方針 4 学校図書館との連携・支援

1. 学校図書館との連携

児童生徒の読書活動、学習活動を支援するため、公民館図書室と学校図書館の連携を強化し、団体貸出や、相互貸借などの取組を行い、釧路町が有する蔵書を有効活用できる仕組みづくりに努めます。

【主な取組】

○相互利用の仕組みづくり

公民館図書室と学校図書館、学校図書館間が相互に利用できる仕組みを構築するため、蔵書管理のデータベース化、システムの統一とネットワーク化について検討します。

2. 学校図書館への支援

学校図書館は子どもたちの読書活動の拠点であり、子どもの読書環境の充実を図る観点から、学校図書館への積極的な支援に努めます。

【主な取組】

○学校図書館運営支援の充実

学校図書館での蔵書の管理や、展示方法、除架・除籍基準など、図書館の管理運営方法について運営相談を実施するなど支援の充実に努めます。

○学校移動図書の充実（再掲）

現在、別保地区、昆布森地区の学校に公民館図書室の蔵書から貸し出しを行っている学校移動図書の継続及び充実に努めます。

○学校読書イベントへの支援（再掲）

学校ブックフェスティバルなどの読書イベントに対し、公民館図書室の蔵書貸し出しや北海道立図書館の学校図書館支援事業を活用し、活動支援に努めます。

用語解説・資料

※1 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日施行。都道府県及び市町村が子ども読書活動推進計画を策定するよう務めなければならないと定めている。

※2 子どもの読書活動推進基本計画

子どもの読書活動の推進に関する法律において、政府が策定しなければならないとされているもの。平成 30 年 4 月に第 4 次計画が策定され、今後 5 年間にわたる基本方針と具体的な方策を明らかにしている。

※3 北海道子どもの読書活動推進計画

平成 30 年 3 月に第 4 次計画が策定され、平成 30 年度からの 5 年間を計画期間とする「新しい教育計画」（平成 30 年策定）の個別計画として、施策の総合的・計画的な推進のため策定されている。

※4 公民館図書室

遠矢図書室：釧路町公民館内 開室時間は月～土曜日 13：00-17：00、学校長期休業期間は開室時間延長（10：00-17：00）

セチリ図書室：釧路町コミュニティセンター内 開室時間は月～土曜日 13：00-17：00、学校長期休業期間は開室時間延長（10：00-17：00）

※5 ブックスタート事業

釧路町に生まれたすべての赤ちゃんと保護者を対象に、絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をプレゼントする活動。釧路町では平成 28 年度から 7 ヶ月児育児相談の会場で実施している。

※6 学校ブックフェスティバル

学校の体育館に約 1000 冊の本を広げ、子どもの読書意欲を引き出すイベント。
北海道立図書館の支援事業を活用している。

※7 学校図書館図書標準

文部科学省が公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成 5 年 3 月に定めたものである。

※8 読書週間・子どもの読書週間

公益社団法人読書推進運動協議会が主催する読書推進の取組。

読書週間：10 月 27 日～11 月 9 日 子どもの読書週間：4 月 23 日～5 月 12 日

※子ども読書の日：4 月 23 日（子どもの読書活動の推進に関する法律）

※9 ブックステーション

町内の郵便局を中心に公民館図書室の蔵書を一定期間配置し、気軽に借りられる場所を提供している。

※10 大量一括貸出・事業貸出

北海道立図書館は、市町村立図書館や公民館図書室などへの支援として市町村活動支援事業を実施している。

図書館活動支援として大量一括貸出と事業貸出があり、大量一括貸出は年間 1,200 冊を 3 回に分けて借り受け、遠矢図書室に展示している。

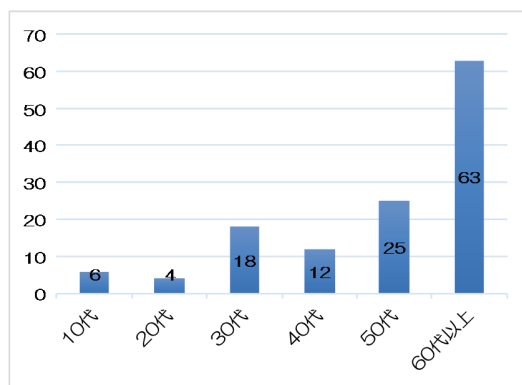
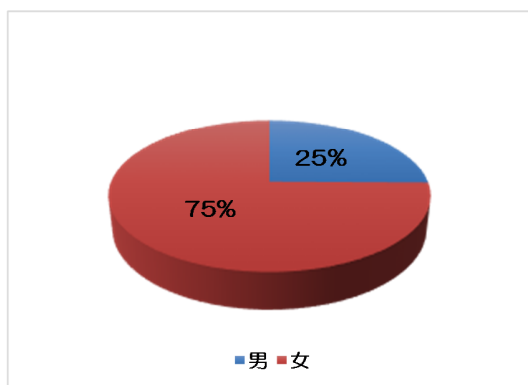
事業貸出は大型絵本や仕掛け絵本など子ども達に人気のある資料を貸し出すもので、公民館事業やボランティア団体が主催する行事などで活用している。

釧路町公民館図書室の利用に関するアンケート 集計結果

■アンケート回答者情報

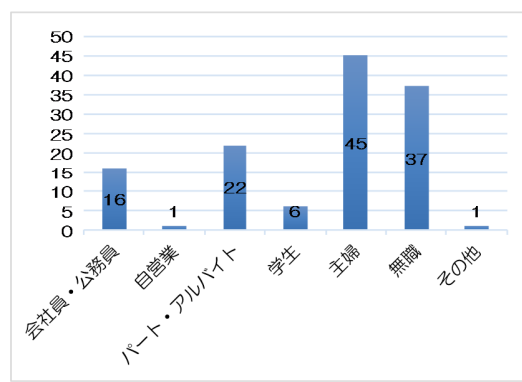
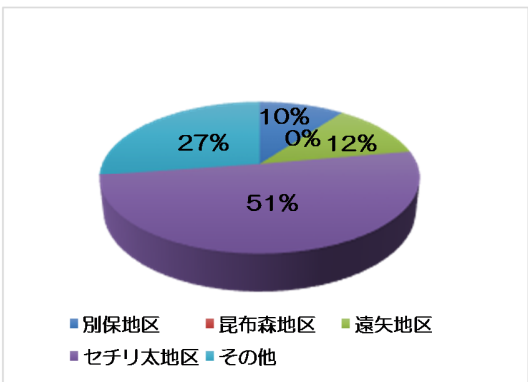
性別	男性	32
	女性	95

年齢	10代	6
	20代	4
	30代	18
	40代	12
	50代	25
	60代以上	63



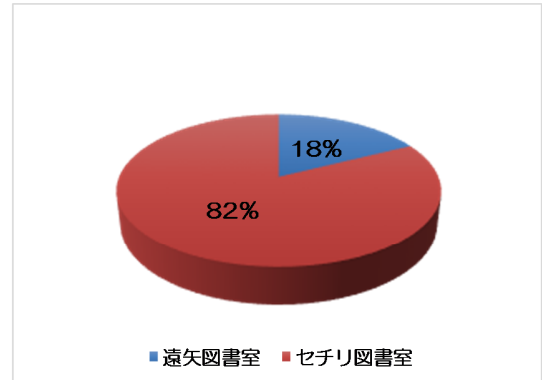
居住地区	別保地区	12
	昆布森地区	0
	遠矢地区	14
	セチリ太地区	59
	その他	32

職業	会社員・公務員	16
	自営業	1
	パート・アルバイト	22
	学生	6
	主婦	45
	無職	37
	その他	1



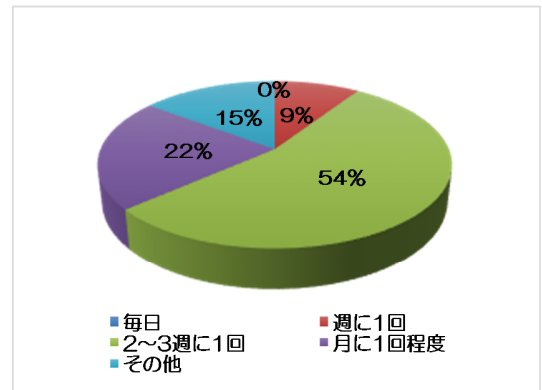
問1.よく利用する図書室はどちらですか？

遠矢図書室	23
セチリ図書室	108



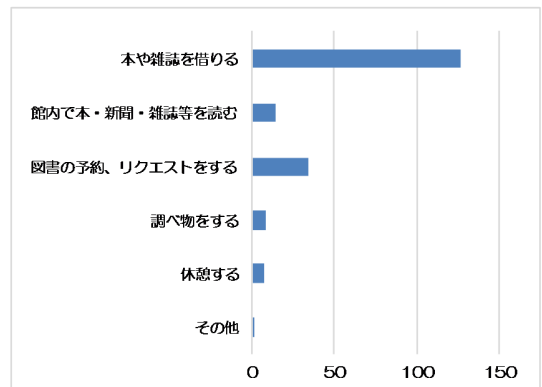
問2.図書室の利用頻度はどれくらいですか？

毎日	0
週に1回	12
2～3週に1回	70
月に1回程度	28
その他	19



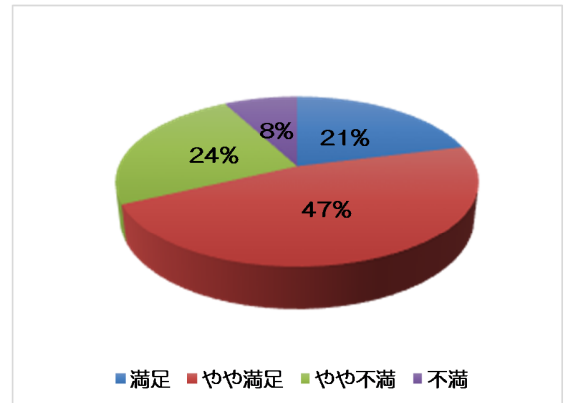
問3.図書室を利用する目的について、該当するものにすべてチェックしてください。

本や雑誌を借りる	126
館内で本・新聞・雑誌等を読む	14
図書の予約、リクエストをする	34
調べ物をする	8
休憩する	7
その他	1

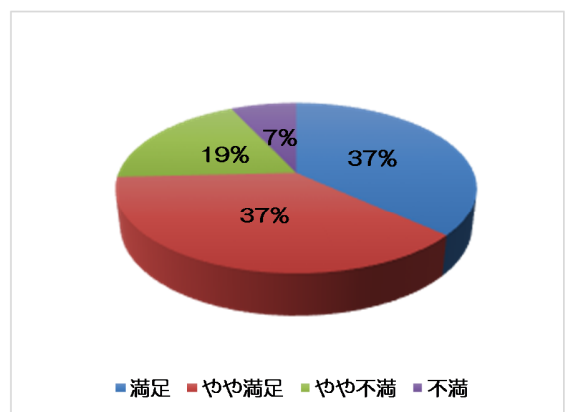


問4.図書室の満足度について該当するものにチェックしてください。

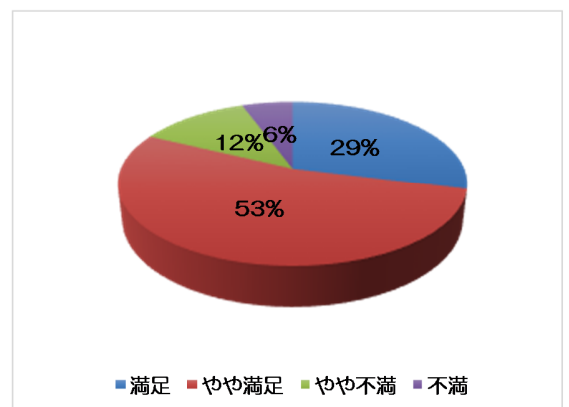
1. 図書室の充実について	満足	27
	やや満足	60
	やや不満	31
	不満	10



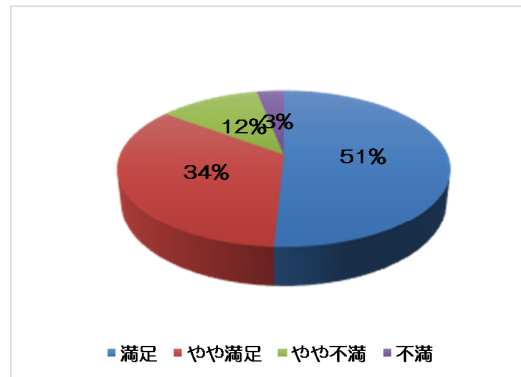
2. 開館時間について	満足	47
	やや満足	48
	やや不満	24
	不満	9



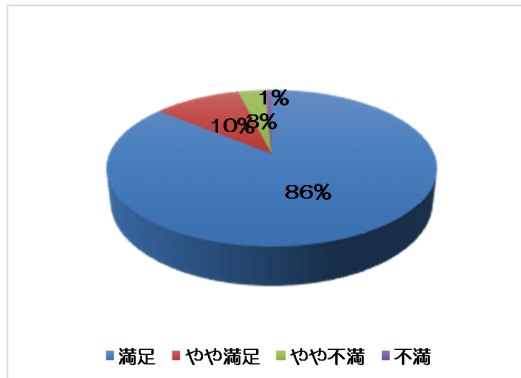
3. 地域・行政資料の充実について	満足	31
	やや満足	57
	やや不満	13
	不満	6



4.施設の設備 について	満足	65
	やや満足	44
	やや不満	15
	不満	4



5.職員の対応 について	満足	109
	やや満足	13
	やや不満	4
	不満	1



アンケート実施期間：平成30年11月9日～26日

アンケート対象者：公民館図書室利用者198名（無作為抽出）

アンケート回収件数：130件（回収率65.6%）



第2次釧路町読書活動推進計画

～釧路町子どもの読書活動推進計画～

(2019年3月策定)



編集・発行元：釧路町教育委員会